

# 公 示

次のとおり公示します。

令和2年10月20日

国土交通省北海道開発局

稚内開発建設部長 幡 本 篤

- 1 件 名 自動販売機（清涼飲料水）の営業に伴う庁舎の使用許可を希望する者の公募
- 2 営業条件等 公募説明書による
- 3 使用許可期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで  
（使用許可終了後の更新は行わない。）
- 4 対象施設
  - (1) 稚内地方合同庁舎  
所在地 稚内市末広5丁目6番1号  
設置許可台数 4台
  - (2) 稚内道路事務所  
所在地 稚内市潮見5丁目7番37号  
設置許可台数 1台
  - (3) 稚内港湾事務所  
所在地 稚内市末広4丁目5番33号  
設置許可台数 1台
- 5 決定方法等
  - (1) 上記4に記載する対象施設に、公募参加要件を満たした者が提示した使用料（消費税及び地方消費税を含む）のうち、当部の基準使用料以上で最高額を提示した者を決定者とする。  
なお、決定者となるべき使用料を提示した者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。また、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
  - (2) 使用料の再提示  
提示された使用料のうち、当部の基準使用料以上の使用料を提示した者がいない

場合は、再提示の意思を示した者に対し再提示を依頼することとする。

## 6 公募参加要件

以下の要件を満たし、誓約書を提出した者。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員および(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (7) 公募説明書の交付を受けた者であること。

## 7 公募申請書の提出場所等

- (1) 公募申請書の提出場所及び当該公募に関する問合せ先

〒097-8527

稚内市末広5丁目6番1号 稚内開発建設部 総務課

合同庁舎管理官 大島

上席総務専門官（人事・厚生・共済担当） 鈴木

電話：0162-33-1009（ダイヤルイン）

FAX：0162-33-1040

- (2) 公募説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 令和2年10月20日（火）から令和2年10月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の9時から16時まで

イ 場所 上記7（1）に同じ。ただし、上記場所での交付を受けることが困難な場合は、CD-R等による交付を行うので、事前に別紙「公募説明書交付依頼

書」に必要事項を記載の上、FAXで上記イまで送信した後、公募説明書等を記録するためのCD-R等及び返信用封筒を同封し、上記イまで郵送等（郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）の方法により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書等の提出方法

申請書等は、持参又は郵送等により提出すること。

受付期間 令和2年10月20日（火）から令和2年10月29日（木）16時00分まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 来庁時には、事前連絡をお願いします。

8 その他留意点

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公募に示した条件に違反した者のした申請、公募説明書の交付を受けていない者のした申請、申請書に虚偽の記載をした者の申請又は申請者に求められた義務を履行しなかった者の申請は無効とします。  
なお、無効の申請を行った者を決定者としていた場合は、決定を取り消します。
- (3) 本公募で決定された者は、決定通知後、速やかに、国有財産使用許可申請を行うこと。使用許可面積は本公募において申請された使用面積とする。
- (4) 使用料及び電気料は、国有財産使用許可日から徴収する。
- (5) 使用料は、本公募において決定された使用料とする。
- (6) 電気料は、申請者負担で個別メータを設置し、使用料相当額を負担とする。

宛 先:北海道開発局稚内開発建設部総務課 大島合同庁舎管理官  
FAX番号:0162-33-1040

## 公募説明書交付依頼書

自動販売機(清涼飲料水)の営業に伴う庁舎の使用許可を希望する者の公募

商号又は名称	
代表者氏名	
担当者	
電話番号	
FAX番号	

※公示 7(2)での交付等が困難な場合は、事前に本様式「公募説明書交付依頼書」に必要事項を記載の上、FAXで上記まで送信した後、公募説明書等を記録するためのCD-R等及び返信用封筒(表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。)を同封し、公示 7(1)の場所へ郵送(簡易書留に限る)又は託送(簡易書留と同等のものに限る。)により申し込むこと。

### ※注意事項

- ・CD-R等及び返信用封筒が稚内開発建設部に到着してからの交付となりますので、ご留意ください。
- ・返送するCD-R等が申請書等の受付期限前にはお手元に届くよう、日程にご留意ください。

※以下は稚内開発建設部使用欄のため、記入不要です。

C D - R 等 及 び 返 信 用 封 筒 受 付 日	令和 年 月 日
公 募 説 明 書 等 発 送 月 日	令和 年 月 日
書 留 番 号	
備 考	